

令和4年度第1回幕別町地域公共交通確保対策協議会議案

日 時 令和4年4月27日（水）
午後1時30分から
場 所 幕別町役場 3ABC会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

報告第1号 幕別町地域公共交通確保対策協議会委員の変更について

報告第2号 令和3年度幕別町地域公共交通確保対策協議会事業報告について

報告第3号 令和3年度幕別町地域公共交通確保対策協議会歳入歳出決算報告
及び監査報告について

4 議 案

議案第1号 幕別町地域公共交通確保対策協議会の名称の変更及び規約の一部改正
について

議案第2号 幕別町地域公共交通確保対策協議会分科会規程、事務局規程、財務規
程の一部改正について

5 そ の 他

6 閉 会

幕別町地域公共交通確保対策協議会委員名簿

区分	氏名	所属	役職	備考
1 幕別町	会長 伊藤 博明	幕別町	副町長	
2 北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者	酒井 啓友	帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	
3 北海道十勝総合振興局長が指名する者	山田 貴弘	十勝総合振興局地域政策部 地域政策課	主幹(地域交通)	
4 関係する道路管理者が指名する者	大江 祐一 高橋 崇史	帯広開発建設部道路計画課 十勝総合振興局帯広建設管理部 事業室地域調整課	課長 課長	
5 帯広警察署長が指名する者	桐山 知彦	帯広警察署交通第一課	課長	
6 一般旅客自動車運送事業者の代表	長沢 敏彦 加藤 貴志 桑島 亮	十勝バス株式会社 北斗タクシー有限会社 エイシン運輸有限会社	旅客事業本部長 統括課長 代表取締役	
7 住民又は利用者の代表	高畠 政由 中橋 伸勝 中村 由治 高嶋 甲爾 佐藤 博志 笹井 守 高橋 平明 宇佐美 美知子 永井ケイ子 居川 修 岡田 益美 尾藤 欣二	幕別地区公区長代表 札内地区公区長代表 札内地区公区長代表 南幕別地区公区長代表 忠類地区公区長代表 幕別町商工会 幕別町社会福祉協議会 幕別町民生委員児童委員協議会 幕別町消費者協会 幕別町PTA連合会 幕別町老人クラブ連合会 幕別町障害者(児)団体連絡協議会	宝町公区長 文京町公区長 途別公区長 糠内市街公区長 忠類錦町公区長 会長 会長 副会長 監査 会長 会長 会長	
22 その他協議会が必要と認める者	中村 清作	十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	副議長	{

報告第1号 幕別町地域公共交通確保対策協議会委員の変更について

4	所 属	役 職	氏 名
旧	帯広開発建設部道路計画課	課長	小林 将
新	帯広開発建設部道路計画課	課長	大江 祐一

5	所 属	役 職	氏 名
旧	十勝総合振興局帯広建設管理部 事業室地域調整課	課長	寺越 孝則
新	十勝総合振興局帯広建設管理部 事業室地域調整課	課長	高橋 崇史

19	所 属	役 職	氏 名
旧	幕別町P T A連合会	会長	奥村 倭平
新	幕別町P T A連合会	会長	居川 修

報告第2号 令和3年度幕別町地域公共交通確保対策協議会事業報告について

月 日	事業名	事業内容・協議事項等
令和3年 6月16日	第1回協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○報告1 協議会委員の変更について 2 令和2年度事業報告について 3 令和2年度決算報告及び監査報告について 4 コミュニティバスの運行実績について 5 予約型乗合タクシーの運行実績について <ul style="list-style-type: none"> ○議案1 令和3年度幕別町地域公共交通確保対策協議会予算 (案)について 2 フィーダー系統確保維持計画の策定について
10月13日	第2回協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○議案3 第49回衆議院議員総選挙投票期日前選挙期間中における投票者の運賃後納及び休日運行の実施について 4 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
令和4年 1月17日	第3回協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○議案5 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
3月31日	第4回協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○議案6 令和4年度幕別町地域公共交通確保対策協議会予算 (案)について

報告第3号 令和3年度幕別町地域公共交通確保対策協議会歳入歳出決算報告について

歳 入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	増 減	摘要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	420,000	30,301	△389,699	1 町補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雜 入	0	4	4	1 預金利息
合 計			420,000	30,305	△389,695	

歳 出

款	項	目	予算額	決算額	増 減	摘要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	294,000	0	△294,000	
	2 事務費	1 事務費	126,000	29,645	△96,355	1 停留所修繕
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	660	660	1 振込手数料
合 計			420,000	30,305	△389,695	

歳入合計 30,305円

歳出合計 30,305円

差引残額 0円

令和4年4月27日 提出

幕別町地域公共交通確保対策協議会
会長 伊藤 博明

令和3年度幕別町地域公共交通確保対策協議会監査報告について

令和3年度幕別町地域公共交通確保対策協議会歳入歳出決算について、令和4年4月12日に監査を行い、貯金通帳、諸帳簿と決算書を照合した結果、いずれも適正であると認めます。

令和4年4月27日

監査委員 永井 ケイ子

監査委員 岡田 益美



議案第1号 幕別町地域公共交通確保対策協議会の名称の変更及び規約の一部改正について

地域公共交通計画策定に係る協議を行うために規約及び名称を変更すると併に、必要とする委員を追加し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を組織することについて、承認を得るもの。

【参考資料】

- 資料1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の設置及び、地域公共交通計画の作成について
- 資料2 新旧対照表（規約）
- 資料3 委員（案）

議案第2号 幕別町地域公共交通確保対策協議会分科会規程、事務局規程、財務規程の一部改正について

地域公共交通確保対策協議会の名称の変更及び規約の一部改正に併せて、分科会規程、事務局規程、財務規程の一部改正することについて、承認を得るもの。

【参考資料】

- 資料4 新旧対照表（分科会規程、事務局規程、財務規程）

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会の設置及び、
地域公共交通計画の作成について

1 法定協議会の設置について

(1) 概要

地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条により協議会を組織する。

地域公共交通確保対策協議会の規約に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく機能を追加することで法定協議会に移行する。

なお、国の補助金の受け皿も令和7年度からは事業所ごとでなく法定協議会となる。

(2) 構成員

地域公共交通確保対策協議会の構成員に十勝地区ハイヤー協会を加え、忠類地域を営業区域とするタクシー事業所の意見反映を図る。

公共交通・観光・福祉・道路管理・教育を管轄する町部長職を加え、各分野の意見反映を図る。

※委員名簿（案）は資料3のとおり

2 地域公共交通計画の策定について

(1) 概要

令和2年6月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、今までのコミュニティバスや予約型乗合タクシー、地方路線バス、自家用有償旅客運送に加え、福祉バスやスクールバス、外出支援サービスなど多様な輸送資源を計画に位置付けた「地域公共交通計画」を作成することが努力義務化された。

また、国の補助金を受けるために、地域公共交通計画の策定が必須とされたことから、地域間幹線系統及びフィーダー系統それぞれで計画を策定する必要が生じた。

については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づき法定協議会を組織し、フィーダー系統の地域公共交通計画を作成する。

(2) 今後のスケジュール

- | | |
|---------|---|
| 令和4年度 | 住民アンケート内容の検討 |
| 令和5年4月～ | 住民アンケートの実施及びアンケートに基づく実証実験
地域公共交通計画（案）の作成
地域からの意見反映（パブリックコメント） |
| 令和6年3月 | 地域公共交通計画の作成 ※作成期限はR 6年6月 |

(3) 計画の内容

【記載事項】

- | | |
|-----------|--|
| ① 基本的な方針 | 計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。 |
| ② 計画の区域 | 当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。 |
| ③ 計画の目標 | 可能な①の基本的な方針に即して目標を設定する。 |
| ④ 事業・実施主体 | 目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。 |
| ⑤ 達成状況の評価 | 達成状況の評価計画と、評価を踏まえた見直し方針を立てる。 |
| ⑥ 計画期間 | 原則5年程度であるが、地域の実情に合わせて設定する。 |
| ⑦ その他 | その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば、記載する。 |

【記載することが望ましい事項】

- ① 資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ 地域旅客サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

【他の留意点】

- ① 総合計画や都市計画マスタープラン等との調和の確保
- ② 関係者との協議がなされているか（法定協議会が組織されている場合は、法定協議会で協議がなされていること。）
- ③ 住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見反映措置（パブコメや住民説明会の開催等）

3 その他

【地域公共交通会議と法定協議会の比較】

	地域公共交通会議（現行）	法定協議会
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)	地域公共交通の活性化及び再生 に関する法律 (第6条)
主宰	市町村（複数可） 又は都道府県	市町村（複数可） 又は都道府県
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期区域) ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から種々する対価に関する事項など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な事項 ・道路運送法の各種特例 (地域公共交通会議と同様の協議内容)
対象	バス タクシー 自家用有償旅客運送	多様な交通モード
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・主宰者 ・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・住民又は旅客 ・運輸局 ・事業者の運転者組織 ・道路管理者 ・都道府県警察 ・学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・主宰者 ・公共交通事業者・道路管理者・その他事業を実施すると見込まれる者 ・公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者 <p>※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある。</p>

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(法定協議会のしくみ)

従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け

◎地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(活性化法)

地域公共交通計画(活性化法第5条)※幕別町地域公共交通計画(令和5年度作成予定) ⇒ 地域の輸送資源を総動員した公共交通の計画
協議会(活性化法第6条) □幕別町地域公共交通活性化協議会(予定) ⇒ 地域全体の公共交通について協議

令和6年度から、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金⇒法定協議会⇒事業者
(地域公共交通計画必須)

令和4年度に協議会を移行

◎地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(活性化法)

地域公共交通計画(活性化法第5条)※十勝広域公共交通計画(作成中)

協議会(活性化法第6条)※十勝地域公共交通活性化協議会(振興局・17市町村等)

◎道路運送法

一般旅客自動車運送事業

タクシー

生活交通確保維持改善事業

地域公共交通会議又は協議会(道路運送法施行規則第9条の3)
□幕別町地域公共交通確保対策協議会

予約型乗合タクシー

コミュニティバス

これまで、生活交通確保維持改善計画に基づき
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金⇒事業者

地域協議会(道路運送法施行規則第15条の4第2項)

□十勝地域生活交通確保対策協議会(第3・4分科会)

地方路線バス

陸別線・南商あかしや
線・幕別線・広尾線

自家用有償旅客運送

運営協議会(道路運送法施行規則第51条の8)

公共交通空白地有償運送

※なし

福祉有償運送

□幕別町福祉有償運送運営協議会

※無料運行のため道路運送法対象外

福祉バス

※無料運行のため道路運送法対象外

外出支援サービス

※無料運行のため道路運送法対象外

スクールバス

乗合輸送(輸送密度大)

個別輸送(輸送密度小)

利用者不特定

利用者特定

幕別町地域公共交通確保対策協議会名称及び規約の一部を改正する規約基準等 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
<p>○幕別町地域公共交通確保対策協議会規約 (平成24年1月24日 決定)</p> <p>(目的) 第1条 幕別町地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）は、<u>地域の公共交通の確保対策に係る計画</u>（以下「<u>計画</u>」といふ。）の策定及び<u>計画の実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の確保など、地域内の公共交通に関する事項を協議するため設置する。</u></p> <p>(事務所) 第2条 協議会の事務所は、幕別町本町130番地1幕別町役場内に置く。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) <u>計画の策定及び変更の協議に關すること。</u> (2) <u>計画の実施に係る連絡調整に關すること。</u> (3) <u>計画に位置付けられた事業の実施に關すること。</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に關すること。</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 幕別町副町長 (2) 北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者 (3) 北海道十勝総合振興局長が指名する者 (4) 関係する道路管理者が指名する者 (5) 帯広警察署長が指名する者 (6) 一般旅客自動車運送事業者の代表 (7) 住民又は利用者の代表 (8) その他協議会が必要と認める者</p>	<p>○幕別町地域公共交通活性化協議会規約 (平成24年1月24日 決定)</p> <p>(目的) 第1条 幕別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、<u>道路運送法</u>（昭和26年法律第183号）及び<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</u>（平成19年法律第59号）の規定に基づく協議並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の確保など、地域内の公共交通に関する事項を協議するため設置する。</p> <p>(事務所) 第2条 協議会の事務所は、幕別町本町130番地1幕別町役場内に置く。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成、変更及び実施に係る協議に關すること。</u> (2) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に關すること。</u> (3) <u>自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に關すること。</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に關すること。</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 幕別町副町長 (2) 北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者 (3) 北海道十勝総合振興局長が指名する者 (4) 関係する道路管理者が指名する者 (5) 帯広警察署長が指名する者 (6) 一般旅客自動車運送事業者の代表 (7) 住民又は利用者の代表 (8) 幕別町長が指名する町職員 (9) その他協議会が必要と認める者</p>

現 行 規 約	改 正 規 約
2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。	2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任を妨げない。
(役員)	(役員)
第5条 協議会に次の役員を置く。	第5条 協議会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監査委員 2名	(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監査委員 2名
(会長)	(会長)
第6条 会長は、幕別町副町長をもって充てる。	第6条 会長は、幕別町副町長をもって充てる。
2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。	2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
(副会長)	(副会長)
第7条 副会長は、会長が指名する。	第7条 副会長は、会長が指名する。
2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。	2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
(監査委員)	(監査委員)
第8条 監査委員は、会長が指名する。	第8条 監査委員は、会長が指名する。
2 監査委員は、監査の結果を会長に報告する。	2 監査委員は、監査の結果を会長に報告する。
(会議)	(会議)
第9条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。	第9条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。	2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができるものとする。	3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができるものとする。
4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。	4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、会議の出席又は助言等を求めることができる。	5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、会議の出席又は助言等を求めることができる。
6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。	6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)	(協議結果の尊重義務)
第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。	第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。
(幹事会)	(幹事会)
第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。	第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

現 行 規 約	改 正 規 約
2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会) 第12条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。	2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会) 第12条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。	2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 事務局は、幕別町住民福祉部防災環境課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (財務に関する事項) 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (報酬及び費用弁償)	2 事務局は、幕別町住民生活部防災環境課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (財務に関する事項) 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (報酬及び費用弁償)
第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を支給する。ただし、協議会委員のうち行政機関等の職員については支給しない。 2 前項の規定により支給する報酬及び費用弁償の額は、幕別町の例によるものとする。 (協議会が解散した場合の措置) 第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散のその日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。 (委任) 第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。	第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を支給する。ただし、協議会委員のうち行政機関等の職員については支給しない。 2 前項の規定により支給する報酬及び費用弁償の額は、幕別町の例によるものとする。 (協議会が解散した場合の措置) 第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散のその日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。 (委任) 第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

地域公共交通活性化協議会委員（案）

	現 地域公共交通確保対策協議会 委員名簿			地域公共交通活性化 協議会委員（案）
	所 属	役 職	氏 名	
1 幕別町	副町長	伊藤 博明		継 続
2 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	酒井 啓友		継 続
3 十勝総合振興局地域政策部地域政策課	主幹（地域交通）	山田 貴弘		継 続
4 帯広開発建設部道路計画課	課長	大江 祐一		継 続
5 十勝総合振興局帯広建設管理部 事業室地域調整課	課長	高橋 崇史		継 続
6 帯広警察署交通第一課	課長	桐山 知彦		継 続
7 十勝バス株式会社	旅客事業本部長	長沢 敏彦		継 続
8 北斗タクシー有限会社	統括課長	加藤 貴志		継 続
9 エイシン運輸有限会社	代表取締役	桑島 亮		継 続
10 幕別地区公区長代表	宝町公区長	高畠 政由		継 続
11 札内地区公区長代表	文京町公区長	中橋 伸勝		継 続
12 札内地区公区長代表	途別公区長	中村 由治		継 続
13 南幕別地区公区長代表	糠内市街公区長	高嶋 甲爾		継 続
14 忠類地区公区長代表	忠類錦町公区長	佐藤 博志		継 続
15 幕別町商工会	会長	笹井 守		継 続
16 幕別町社会福祉協議会	会長	高橋 平明		継 続
17 幕別町民生委員児童委員協議会	副会長	宇佐美美知子		継 続
18 幕別町消費者協会	監査	永井ケイ子		継 続
19 幕別町P T A連合会	会長	居川 修		継 続
20 幕別町老人クラブ連合会	会長	岡田 益美		継 続
21 幕別町障害者（児）団体連絡協議会	会長	尾藤 欣二		継 続
22 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	副議長	中村 清作		継 続
23				十勝地区ハイヤー協会
24				住民生活部長
25				保健福祉部長
26				経済部長
27				建設部長
28				教育部長

幕別町地域公共交通確保対策協議会分科会規程の一部を改正する規程基準等 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
<p>○幕別町地域公共交通確保対策協議会分科会規程 (平成24年1月24日 決定)</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、幕別町地域公共交通確保対策協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、幕別町地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行ふものとする。</p> <p>(組織) 第3条 分科会の委員は、別表に掲げる者とする。 2 分科会は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて関係者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(分科会長) 第4条 分科会に分科会長を置く。 2 分科会長は、委員の互選により定める。 3 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>(副分科会長) 第5条 副分科会長は、分科会長が指名する。 2 副分科会長は、分科会長を補佐して分科会の業務を掌理し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長の職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6条 分科会は、分科会長が招集し、議長となる。 2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>(協議結果の取扱い) 第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告しなければならない。</p>	<p>○幕別町地域公共交通活性化協議会分科会規程 (平成24年1月24日 決定)</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、幕別町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、幕別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行ふものとする。</p> <p>(組織) 第3条 分科会の委員は、別表に掲げる者とする。 2 分科会は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて関係者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(分科会長) 第4条 分科会に分科会長を置く。 2 分科会長は、委員の互選により定める。 3 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>(副分科会長) 第5条 副分科会長は、分科会長が指名する。 2 副分科会長は、分科会長を補佐して分科会の業務を掌理し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長の職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6条 分科会は、分科会長が招集し、議長となる。 2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>(協議結果の取扱い) 第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告しなければならない。</p>

現 行 規 約

別表（第3条関係）

構 成 員	
1	幕別地区公区長の代表
2	札内地区公区長の代表
3	南幕別地区公区長の代表
4	忠類地区公区長の代表
5	幕別町商工会の代表
6	幕別町社会福祉協議会の代表
7	幕別町民生委員児童委員協議会の代表
8	幕別町消費者協会の代表
9	幕別町 P T A 連合会の代表
10	幕別町老人クラブ連合会の代表
11	幕別町障害者（児）団体連絡協議会の代表

改 正 規 約

別表（第3条関係）

構 成 員	
1	幕別地区公区長の代表
2	札内地区公区長の代表
3	南幕別地区公区長の代表
4	忠類地区公区長の代表
5	幕別町商工会の代表
6	幕別町社会福祉協議会の代表
7	幕別町民生委員児童委員協議会の代表
8	幕別町消費者協会の代表
9	幕別町 P T A 連合会の代表
10	幕別町老人クラブ連合会の代表
11	幕別町障害者（児）団体連絡協議会の代表

幕別町地域公共交通確保対策協議会事務局規程の一部を改正する規程基準等 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
<p>○幕別町地域公共交通確保対策協議会事務局規程 (平成24年1月24日 決定)</p> <p>(趣旨) 第1条 幕別町地域公共交通確保対策協議会規約第13条第4項の規定に基づき、幕別町地域公共交通確保対策協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 協議会の会議に関すること。 (2) 協議会の資料作成に関すること。 (3) 協議会の庶務に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する事。</p> <p>(職員等) 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、幕別町住民福祉部長をもって充てる。 3 事務局員は、幕別町の住民福祉部防災環境課職員をもって充てる。</p> <p>(専決事項) 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、この限りではない。 (1) 事務局の運営に関する事。 (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。 (3) 物品及び現金の出納に関する事。 (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。</p> <p>(文書の取扱い) 第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他の文書に関し必要な事項は、幕別町において定められている文書の取扱いの例による。</p> <p>(公印の取扱い) 第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、幕別町において定められている公印の取扱いの例による。</p>	<p>○幕別町地域公共交通活性化協議会事務局規程 (平成24年1月24日 決定)</p> <p>(趣旨) 第1条 幕別町地域公共交通活性化協議会規約第13条第4項の規定に基づき、幕別町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 協議会の会議に関する事。 (2) 協議会の資料作成に関する事。 (3) 協議会の庶務に関する事。 (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する事。</p> <p>(職員等) 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、幕別町住民生活部防災環境課長をもって充てる。 3 事務局員は、幕別町住民生活部防災環境課職員をもって充てる。</p> <p>(専決事項) 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、この限りではない。 (1) 事務局の運営に関する事。 (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。 (3) 物品及び現金の出納に関する事。 (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。</p> <p>(文書の取扱い) 第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他の文書に関し必要な事項は、幕別町において定められている文書の取扱いの例による。</p> <p>(公印の取扱い) 第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、幕別町において定められている公印の取扱いの例による。</p>

現 行 規 約

改 正 規 約

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幕別町の例によるものとする。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
幕別町地域 公共交通確保対策協議会 会長の印	幕別町地域 公共交通確保対策協議会 会長之印	古印体	18×18	会長名を もって発 する文書	1	事務局長

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幕別町の例によるものとする。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
幕別町地域 公共交通活性化協議会 会長の印	幕別町地域 公共交通活性化協議会 会長之印	古印体	18×18	会長名を もって発 する文書	1	事務局長

幕別町地域公共交通確保対策協議会財務規程の一部を改正する規程基準等 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
<p>○幕別町地域公共交通確保対策協議会財務規程 (平成24年1月24日 決定)</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、幕別町地域公共交通確保対策協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、幕別町地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(予算) 第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに幕別町長に報告しなければならない。</p> <p>(予算の補正) 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。</p> <p>(予算区分) 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。</p> <p>(出納及び現金等の保管) 第5条 協議会の出納は、会長が行う。 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。</p> <p>(協議会出納員) 第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができ る。 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさど る。</p>	<p>○幕別町地域公共交通活性化協議会財務規程 (平成24年1月24日 決定)</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、幕別町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、幕別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(予算) 第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに幕別町長に報告しなければならない。</p> <p>(予算の補正) 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。</p> <p>(予算区分) 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。</p> <p>(出納及び現金等の保管) 第5条 協議会の出納は、会長が行う。 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。</p> <p>(協議会出納員) 第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができ る。 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさど る。</p>

現 行 規 約

改 正 規 約

(収入及び支出の手続き)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、幕別町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

3 前項の簿冊は、会計年度終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第8条に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により、協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに幕別町長に送付しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幕別町の例によるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雜入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(収入及び支出の手続き)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、幕別町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

3 前項の簿冊は、会計年度終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第8条に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により、協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに幕別町長に送付しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幕別町の例によるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雜入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費